

大阪府は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下、「法」という。）第 50 条第 1 項の規定により、以下の指定障害福祉サービス事業者に対する処分を行いましたので、お知らせします。

#### 1 対象事業者

- (1) 法人名 特定非営利活動法人ケアサポートアシスト
- (2) 代表者 理事 亀澤 繭衣
- (3) 所在地 藤井寺市津堂二丁目 3 番 2 6 号

#### 2 対象事業所名及び所在地

- (1) 事業所名 あおぞら作業所
- (2) 所在地 藤井寺市岡一丁目 15 番 31 号
- (3) サービス種別 生活介護

#### 3 処分日年月日

令和 3 年 9 月 2 日（木曜日）

#### 4 処分の内容

指定の全部効力の停止

令和 3 年 9 月 3 0 日から 3 か月間

#### 5 処分の理由

不正の手段による指定（法第 50 条第 1 項第 8 号該当）

勤務予定がないサービス管理責任者を当該事業所に配置するとして、偽りの指定申請をし、事業を開始した。